

令和7年度保育所・学校等関係者向けアレルギー疾患相談事業実施要領

アレルギー疾患を持つ子どもの保育所・学校等での支援体制を整えるため、保育所・学校等における生活上の注意点等について、保育所・学校等関係者からの相談に対し、医学的見地から助言、指導を行う。

1 対象施設

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園（認可外保育所やその他の未就学児施設を含む）
- ・ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（私立学校を含む）
- ・ 放課後児童クラブ

2 相談者（対象者）

保育士、教職員、養護教諭、看護師、栄養教諭、調理員、放課後児童支援員等
※職員からの相談を対象とします。児童・生徒本人や保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

3 対象疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等

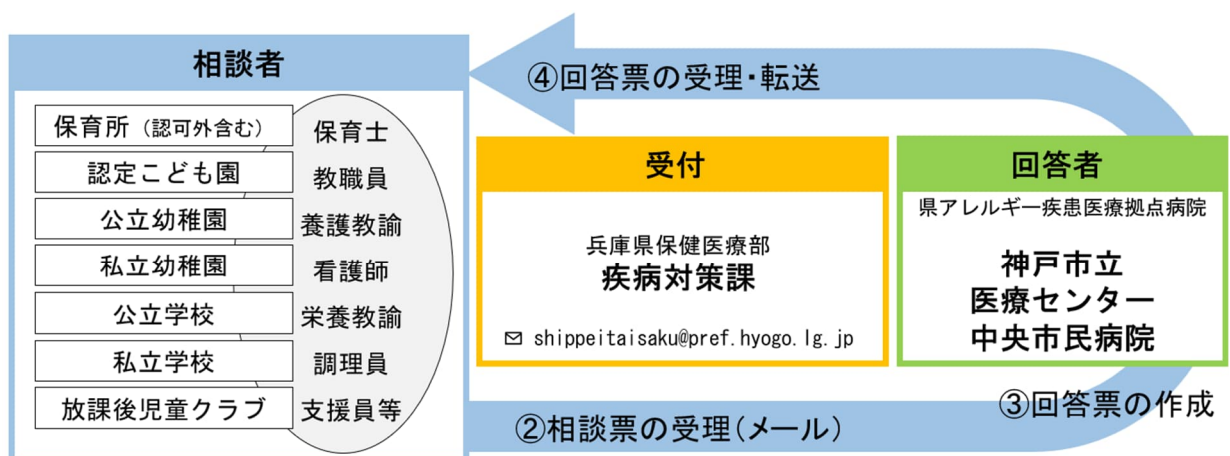
4 相談内容

- （１）保育所・学校等における生活上の注意点や対応
- （２）校外行事・宿泊を伴う活動での注意点や対応
- （３）学校給食等の対応（食物アレルギー対応）

5 相談員

地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院（兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院）のアレルギー専門医、看護師、管理栄養士、薬剤師

6 相談の流れ



①相談票の作成

7 連絡先

兵庫県保健医療部疾病対策課感染症対策推進班

電 話：078-341-7711（内 3295）

メール：shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp